

法人向け二拠点居住プロモーション業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告
企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和3年12月9日 山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

本事業は、本県へのテレワークや二拠点居住を推進するため、東京圏・中京圏・関西圏の大企業の経営者層、および総務人事部門の意思決定者等に対して、本県におけるBCP対策の受け皿としての強み・リソース等を周知できるようなプロモーションを実施し、本県を新たな事業フィールドとしての認知度向上を図ることで、企業のバックアップ機能の誘致を図り、本県の二拠点居住・移住先としてのブランドイメージの確立及び定着を図ることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 名称

法人向け二拠点居住プロモーション業務委託

(2) 委託内容

「法人向け二拠点居住プロモーション業務委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

金 29,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 企画提案に係る日程

(ア) 募集開始 令和3年12月9日（木）

(イ) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 令和3年12月15日（水）午後5時まで

(ウ) 質問票提出期限 令和3年12月15日（水）正午まで

(エ) 企画提案書提出期限 令和3年12月22日（水）正午まで

(オ) (第1次審査)書類審査 令和3年12月22日（水）から23日（木）

(カ) 書類審査結果通知 令和3年12月23日（木）※メールにて通知

(キ) (第2次審査)プレゼンテーション審査 令和3年12月24日（金）

(ク) 最終審査結果通知 令和3年12月27日(月) 発送

※メール及び文書で通知

※注意事項

新型コロナウイルス感染拡大状況や応募数等の状況によって審査方法・日程等が変更になる場合がある。その場合には、別途通知する。

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

オ 平成28年度以降において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる書類を、各1部提出すること。

ア 企画提案応募資格確認申請書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)

※上記証明書の目的等において、新聞広告に係る業務の記載があること。

※応募日前3ヶ月以内に交付されたものであること。

エ 過去5年間の同種または類似事業の実績(様式3)

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

令和3年12月15日(水) 午後5時まで

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日を除く日とする。(以下同じ。)

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

リニア未来創造・推進課 ビジョン推進・未来創造担当

・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館5階

・電話 055-223-1363(直通)、055-237-1111(代表) 内線1328

・メールアドレス linear-kt@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、メールまたは郵送または持参によるものとし、上記期限までに提出先に必着のこと。

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問書（様式4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

リニア未来創造・推進課 ビジョン推進・未来創造担当
・メールアドレス linear-kt@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和3年12月9日（木）から12月15日（水）正午まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 【第1次審査】書類審査

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 企画提案書（様式なし）

- ・A4版（縦横印刷いずれも可）、横書き、左綴じ（A3版 折込可）、ページ数制限なし
- ・日本語表記で12ポイント以上
- ・委託予定事項の作業スケジュールを示すこと。
- ・提案内容には以下の事項を含めること。

a 対談の企画及び対談候補者の提案

対談する内容の提案及びその提案理由

対談候補者の提案（2人以上）及びその提案理由

b 掲載する大手経済新聞

掲載する大手経済新聞の提案及びその提案理由

これまで作成した対談や取材、広告記事の実績

c 効果測定

効果測定の手法の提案及びその提案理由

d 業務の実施体制

人員配置、配置予定者、関連、協力企業

e 過去5年間の国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務の受託実績

- ・その他については、仕様書を参照のこと。

イ 見積書

- ・税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

ウ 法人の概要書

- ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする。

エ 提出部数及び提出方法

- ・企画提案書 正本1部、副本7部
- ・見積書 正本1部、副本7部

オ 提出期限

令和3年12月22日（水）正午までに郵送又は持参にて提出すること

カ 提出先

リニア未来創造局 リニア未来創造・推進課 ビジョン推進・未来創造担当宛
〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館5階
電話 055-223-1363（直通）

キ 結果の通知

令和3年12月23日（木）に企画提案書類・見積書の提出があった者全員に選考結果をメール及び書面で通知する。

ク その他

プロポーザル参加者が5者を超えない場合は、一次審査は実施しない。

(3) 【第2次審査】プレゼンテーション審査

書類審査通過者を対象に企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・場所

令和3年12月24日（金）
時間と場所は別途通知する

イ プレゼンテーションの時間

1社30分（提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室5分）を予定

ウ その他

- ・原則的に書類審査の際に提出を受けた企画提案書・見積書をもとにプレゼンテーション審査を行う。
- ・提案説明者は、実施体制で示した者のうち主担当になる者が行うこと。
- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選考から除外する。
- ・プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。
- ・新型コロナウイルス感染防止のため、第2次審査のプレゼンテーションをオンラインで行う場合がある。その場合には別途通知する。

エ 結果の通知

令和3年12月27日（月）にプレゼンテーションを行った者全員にメール及び文書にて通知する。

6 審査及び結果の通知

(1) 選考方法

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）ともに、（別紙）審査基準に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後速やかに参加者あて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

第2次審査の第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の百分の十の額とし、契約締結時に納付する。

ただし、山梨県財務規則第109条の2に該当する際は納付を免除する。

(3) その他

仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。

8 その他

(1) 提案のための費用負担

企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提案書類の返却

提出された書類は返却しない。

(3) 企画提案書の提出辞退

参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「不参加表明書（様式5）」によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

9 問い合わせ先

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館5階
- ・電話 055-223-1363（直通）
リニア未来創造・推進課 ビジョン推進・未来創造担当
- ・メールアドレス linear-kt@pref.yamanashi.lg.jp